

千葉市水道局公告第16号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 3年 8月23日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市水道事業公営企業会計システム賃貸借

(2) 調達案件の仕様等

千葉市水道事業公営企業会計システム調達仕様書による

(3) 予定価格及び最低制限価格

別表に記載

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 本業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者

(2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

(3) 別表に定める技術者を当該業務に配置できる者。ただし、千葉市現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領（平成24年4月1日施行）第6条に該当する場合

は、その定めによる配置ができる者

(4) 別表に定める業務を履行した実績を有する者

(5) その他、別表に定める入札参加資格要件を満たす者

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号(千葉市役所7階)

千葉市水道局水道総務課

電話 043-245-5658

4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、前記3へ持参により提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

(1) 入札参加申請期間

別表に記載

(2) 提出資料

別表に記載

5 設計図書等の交付及び質問回答

(1) 設計図書等の交付

千葉市水道局ホームページ「水道局 建設工事等に関する情報の公開」(http://www.city.chiba.jp/suido/jigyo/suido_koujijoho.html) からダウンロードすること。

ア 交付期間

別表に記載

イ 業務担当課

別表に記載

(2) 質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、設計図書等に記載する。

質問回答期限までに業務担当課に質問回答書を提出すること。

6 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

別表に記載

(2) 開札場所

千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター4階 41会議室

(3) 入札方法

紙入札。持参又は書留郵便による郵送とする。

入札書（入札約款（平成4年4月1日施行）様式第1号-2）、積算内訳書、主任技術者届出書（千葉市一般競争入札実施要領（平成7年4月1日施行）様式第2-2号）及び委任状（入札約款様式第2号-2、代表者以外の者が入札に参加する場合）を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により前記3の契約事務担当課へ提出すること。

なお、入札金額は契約初年度に要する金額の税抜額とする。

※入札金額＝賃貸借料（月額、税抜）×2ヵ月（令和4年2月1日～令和4年3月31日の2ヵ月）

また、入札金額は当該賃貸借の履行に要する一切の費用を見積もること。

（4） 辞退

入札を辞退する場合は辞退届（入札約款様式3号-2）を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により前記3へ提出すること。

（5） 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

（6） 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は無効又は失格とする。なお、入札の有効、無効又は失格の確認は、開札後、落札候補者となり得る者に対してのみ行う。

ア 入札約款第6条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札は、失格とする。

7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

（1） 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

（2） 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、落札者決定通知書をファクシミリにより、入札参加者全てに通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知書をもって代えるものとする。

また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市一般競争入札実施要領様式第4-2号）をファクシミリにより通知する。

8 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、1回とする。

(2) 再度入札には、1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者、開札に立ち会わなかった者は参加できないものとする。

9 契約条件等

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条第1号又は第2号に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

別表に記載

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約条項については、前記3の契約事務担当課又は千葉市「財政局 資産経営部 契約課」（<http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/index.html>）の「工事・測量等に関わる手引き・様式」で閲覧できる。

(6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 他に契約条件等がある場合は、別表の備考欄に記載する。

10 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(2) 契約事務担当課の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。

入札に関する事項 (その1)	
納入場所	千葉市中央区千葉港1番1号
賃貸借期間	令和4年2月1日から令和9年1月31日まで
業種	物品
概要	千葉市水道事業公営企業会計システムの調達
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	設定なし
入札参加資格要件	1 令和2・3年度千葉市物品入札参加資格者名簿(業種:(大分類)電算機・電算用品)に登録されている者 2 平成28年4月1日以降、公営企業会計事業に係る財務会計システムの導入実績を有する者
入札参加申請期間	令和3年8月23日(月)の午後1時から 令和3年8月27日(金)の午後5時まで
提出資料	1 一般競争入札参加資格確認申請書(千葉市一般競争入札実施要領様式第1-1号) 2 入札参加資格要件で求める履行実績を確認できる書類
設計図書等の交付方法	水道局ホームページ「水道局 建設工事等に関する情報の公開」(http://www.city.chiba.jp/suido/jigyo/suido_koujijoho.html)からダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和3年8月23日(月)の午後1時から 令和3年8月27日(金)の午後5時まで ※設計図書等の交付については、委託担当課に問い合わせること。
業務担当課	千葉市水道局水道総務課 電話 043-245-5658 ファクシミリ 043-245-5666 メールアドレス somu.WA@city.chiba.lg.jp
入札及び開札日時	令和3年9月7日(火)午後2時00分 ※入札書、積算内訳書、主任技術者届出書及び委任状(代表者以外の者が入札に参加する場合)を提出すること。 ※郵送による入札の場合は、令和3年9月6日(月)午後5時までに水道局水道総務課へ書留郵便にて必着のこと。
支払条件	完了払い(月払い)
備考	

※本業務の別表は1ページのみです。

このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。